

資料補足

西東京市地域生活支援拠点等整備作業部会委員の皆様、日頃より、当市の障害福祉施策にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年度第3回西東京市地域生活支援拠点整備作業部会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたため、書面開催といたしましたところ です。

つきましては、別添の資料を送付させていただきますとともに、簡単ではありますが、以下のとおり、補足の説明をさせていただきます。

【資料1】

7月29日に書面開催で実施をいたしました令和3年度第2回西東京市地域生活支援拠点等整備作業部会の承認確認・意見聴取票となります。事前にメールにて承認確認・意見聴取票を送付させていただき、委員の皆様よりご意見・質問等がありましたので、その点について回答を記載いたしました。ご確認のほどお願いいたします。

【資料2】

前回の会議でもご確認をいただきました体験の場に関するチラシにつきましては、委員の皆様からご指摘いただいた箇所を修正いたしました。

【そのほか】

修正前：利用後は相談員等と相談し、今後の生活に向けて一緒に考えていきます。

修正後：事業利用にあたっては受入事業所と計画相談事業所等が連携をしながらすすめていきます。

【資料3】

地域生活支援拠点事業整備方針の専門的人材育成と地域の体制づくりの部分抜粋となります。

市として専門的人材の確保・養成の機能について、研修会や事例検討会の実施の検討や、市内事業所に対して喀痰吸引研修や強度行動障害者養成研修の普及啓発等を検討していきたいと考えています。また地域の体制づくりの機能について、話し合いの場（調整会議）を設け、地域の体制づくりについて協議をすること、事業所連絡会等を通じ市内の事業所と意見交換しながら議論を重ね、市民ボランティアやコミュニティ活動等の資源を活用し当市に合った地域の体制づくりを進めていきたいと考えております。

【別紙1】

第3回目会議にて修正・質問等のご意見がございましたら、別紙1「意見聴取票」にご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

【別紙2】

アンケートにご意見を記載のうえ提出をお願いします。今回委員の皆様よりいただいた意見を含め、第4回目以降の会議で、西東京市地域生活支援拠点等整備事業の④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの機能等について検討をさせていただきたいと存じます。

<資料に係る問い合わせ先>

西東京市 健康福祉部 障害福祉課 障害者相談係

連絡先：042-420-2805（直通）